

### 集

### 変わる地方自治のパラダイム一都市自治体に求められる新たな役割

昨年の6月に決定し、安倍総理に手交された第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎 自治体の行政サービス提供体制に関する答申」。基礎自治体のサービス提供の在り方や、大都市制度 の見直し、基礎自治体間の連携などが提言されました。

今回の特集では、この同調査会答申等を踏まえ、これからの地方自治の在り方、都市自治体の進むべき方向性、今後の地方分権改革の進め方などについて考察します。

寄稿 1

ハブ的連携機能の強化による 都市型自治体の進化

北海道大学公共政策大学院教授 宮脇 淳

寄稿 2

地域活性化に向けた都市自治体の役割

第 13 回 市長 フォーラム 第30次地方制度調査会答申と都市自治体への期待

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長、第30次地方制度調査会会長 西尾 勝

# 都市型自治体の進化ハブ的連携機能の強化による

北海道大学公共政策大学院教授

学院教授 宮脇

# 淳な

### はじめに

日本の経済社会と同様に、少子・超高齢化、グローバル化が進行する中で都市型自治体が大きくその位置付けを変え、機能を進化させるときを迎えている。それは、都市型自治体だけでなく、日本全体の持続的発展を実現するための前提ともなる。この点を踏まえて、地方分権改革、地方の制度設計や地域の政策、地方分権改革、地方の制度設計や地域の政策を開を行うことが不可欠である。以上の認識の下で、都市型自治体が果たすべき新たな機能について考える。

# 転換期の都市型自治体

(1)パワーシフトへの理解と対応自治体間ネットワークの充実が重要パワーシフト時代を迎え

ワーシフトの存在にある。パワーシフトと非都市型を問わず日本全体で進行してきたパか。それは、1990年代後半以降、都市型・なぜ、都市型自治体の機能進化が必要なの

充実がカギとなっている。 ぎ手の中核として果たす都市型自治体の機能 に結び付けることであり、その節と節のつな ほかの自治体、民間、 必要となる。ネットワークとは、「節」である が高まる中で単独の地方自治体では限界があ みを進めるためには、経済社会の相互連関性 以上に求められる。しかし、こうした取り組 やリスクの最適配分を追求することが今まで になる。パワーシフトに対応し、地域の資源 たな構造と衝突し地域の活力を失わせること してきた従来の政策や制度を堅持すれば、 がパワーシフトを十分に認識せず、自ら形成 であることを住民、行政、議会、そして地域 が変化することである。パワーシフトの時代 まな活力構造、すなわち資源やリスクの構造 全体でまず共有することが必要であり、 都市型自治体を核とした自治体間ネット う、すなわち圏域のネットワーク形成が 国そして地域を支える経済社会のさまざ 住民、海外などを相互 地域 新

ネットワーク形成に求められる第1のポイ 発想、 ク形成がその柱となる。ここでも、新しいモ 的に導入し、資源制約を乗り越えつつ質の向 には、公共領域でも民が担える仕組みを積 能的な改善が必要なことを意味する。 有する民間企業、 行政活動の相対性とは、 マンスは絶対的ではなく、常に違った視点を 上を図ることであり、 第2は「行政活動の相対性」の認識である。 活動との比較を通じて評価・検証し機 N P O 行政と民のネットワー 行政活動のパフォー 住民などの多彩な 具体

たりに、「グローバル化戦略と地域化戦略の を図ることである。グローバル化に対 要であり、外部からの画一的な枠組みから脱 要であり、外部からの画一的な枠組みから脱 要であり、外部からの画一的な枠組みから脱 とた多様な取り組みは、前述したように都市 した多様な取り組みは、前述したように都市 した多様な取り組みは、前述したように都市 ではなく、都市型自治体が中核となり異 なる資源を圏域単位で統合する自治体間ネッ なる資源を圏域単位で統合する自治体間ネッ というに表

体が重要な役割を果たすことになる。デルの創造・活用の中核において都市型自治

第3は「ガバメント・ガバナンス」の確立である。ガバメント・ガバナンスとは、議会、市場、住民などが多面的に行政や公共領域を評価し、情報共有することである。公共性の確立な関係を構築することである。公共性の確立を行政だけに依存するのではなく、民間企業、住民も含めた地域全体で支える「開かれた公共性」のネットワークの実現に向けた取り組みである。

# (2)地域活力の四大要素

り起こしネットワークを通じて統合する視点 ネットワーク形成では、 とは、 か、 要素に大きく左右される。「人的資源力」とは、 を持って進めることが有用である。 をどの程度確立できるか、 することがどれだけできるか、「政策力」とは、 的な資金を確保し地域内での循環構造を厚く 地域外からどれだけ人を巻き込む力がある 経験・知識・ノウハウの発掘と活用、そして 行政に加え年齢を問わず地域の人材としての 的資源力」「資本力」「政策力」「情報力」の四大 を再生させる要因となる。 を自ら創造する力があるか、そして「情報力」 人的資源、 以上のネットワークの形成は、 「資本力」とは、地域の内外を問わず流動 政策力の根底を支える情報のアンテナ 資本力などを活用し新たな枠組み 以上の四大要素を掘 地域の活力は「人 の問題である。 地域の活力 21世紀の

> が重要となる。 以上の四大要素を視野のスタートとする視点 主導・創造型) く 専門分野で分断された縦割り構造だけでな 要課題である。これまでの右肩上がり時代の だけの独占物ではなく、 用 発揮にある。 行財政体質の本質は、「経営」としての機能 い構造や付加価値を生み出す力の形成 (横型ネットワーク・統合型)、 (最適化)であり、 分野や地域を越えた横断的な連携の拡充 経営は、 が不可欠となる。そこでも、 利益を追求する民間企業 限られた資源の有効活 行政に求められる重 地域自ら新し (内生

# ハブ機能と連携機能

# 新たな協定制度の活用ハブ機能の強化とシティ・リージョン、

### (1)ハブ機能

の節、 地域と海外を結び付ける動脈としての結合の 外交戦略だけでなく都市型自治体が国内の各 会に直接に結び付く時代となり、 ど多様な活動がアジアをはじめグローバル社 ての役割が極めて大きくなる。国内はもちろ 内外・地域間の多面的なネットワークとして の中軸機能だけでなく、 クである。 ネットワークの機能の第1は、外に向けた結 んのこと、経済活動、 合機能、 都市型自治体が核となって形成する圏域の すなわち外と結び付けるハブ機能とし すなわち外的ハブ機能のネットワー 地域の公共サービスを支える従来 社会活動、 経済社会を問わず国 文化活動な 国を通じた

合させる。

る。 内生型の機能を強化する仕組みづくりであ 国内外の変動が激しくなる時代に地域を持続 シップの充実と自治体内の域内分権の姿を自 圏域に存在する多彩な人材と資源を結び付け ミュニティーの再生充実にある。 的に支える最終的なセーフティネッ ニティー機能の拡充・強化を図ることである。 ら形成できる体質が必要である。 第2は、 そこでは、 地域のセーフティネットとしてのコミュ 内に向けたハブ機能、 住民など地域とのパートナー すなわち、 具体的 は

### (2)連携機能

度の活用で地域の内生的発展に取り組むこと するものである。 が中核となり、 の相互関係たる地域のネットワークを再構築 流動性や偏在性を認識しつつさまざまな利害 らえることで、地域内の経済社会資源などの 圏域で活動する住民や法人の姿を一体的にと シティ・リージョンである。 ンとは、 る仕組みで展開するか。その選択肢の一つが 内外のハブとしての機能を具体的にいかな 既存の行政区画にとらわれず一 広域での自治体連携や特区制 具体的には、 シティ・リージョ 都市型自治体 定

Quarterly, Vol.36, 1965)と整理している。 枢で共有でき、それらの施設やサービスを経 社会的・文化的・専門的・商業的・教育的そ シティ・リージョンを「その地域の住民が、 ジョンの考え方の一つの原型は英国にある。 の形態として注目されており、 地域で都市間連携さらにはグローバルな連携 であり、 Region as an Administrative Unit, , Political れば小さな区域」(Senior, Derek, "The City 済的に提供するために、全国的な規模に比べ の他の特定の施設やサービスなどを一つの中 あったデレク・シニア氏である。シニア氏は、 王立イングランド地方自治委員会委員でも ワークを新たに形成する。 行政区画などを超えて自律的ネット 北欧やヨーロッパ シティ・リー

実は、 図されている。 欠とせず構成地方自治体間の合意によって柔 く十分機能するものとはなっていない。 の制度が形成されてきた。 2014年度の地方自治法改正が政府内で意 連携を展開できる仕組みの導入が検討され、 な組織などを新たに設置しなくても柔軟な 約同様に、 化する手法として、 こうしたネットワークによる連携を具体 に展開することを前提としており、 これまでも協議会、 従来の方式と異なり組織などを不可 地方自治体間で協定を締結し特別 地方自治体間の広域連携の充 国家間で締結される条 一部事務組合など しかし、課題も多 協定

ッパ 期待される。 性・持続性を担保する確実な仕組みづくりが

### 政策力の強化

### **政策力が問われる時代** 多様化が進み都市型自治体の

冒頭に述べたパワーシフトのインパクトとといる。

バ きた。こうした努力も新興国の台頭とグロー 力する地域戦略が従来から広範に展開されて 業の誘致に補助金、 競争は激化する。IT、 補完が重要となる。また、国を越えた地域間 まで以上に多様な政策展開と自治体間の相互 域がある一方で、都市部の量的にも不足する 2020年代に向け量的投資が過剰となる地 量的面では地方自治体間で均一ではなく が減少局面に入る。 部であり、 代以降も65歳以上人口が増え続けるのは都市 とは異なり、地方自治体単位では2030年 企業の国内外を問わない流動化を生じさせ、 深刻な時代をこれから迎える。このため、 ル化が重なり合い激しいコスト競争の中で 例えば、 むしろ非都市部では65歳人口自体 日本全体の高齢化率が上昇するの 減税策をセットにして注 高齢化対策の必要性が 電子機器など先端産 今

> 地域の持続性に対するリスクを高めている。 地域の持続性を確保することは困難となってい る。企業に地域が合わせるのではなく、地域 る。企業に地域が合わせた産業を戦略的に育 が本来持つ資源に合わせた産業を戦略的に育 が本来持つ資源に合わせた産業を戦略的に育 が本来持つ資源に合わせた産業を戦略的に育 が本来持つ資源に合わせた産業を戦略的に育

る。 必要がある。 豊かな圏域自治体の職員の育成に努力する 体 継承にも制約を生じさせている。都市型自治 下する実態も見られる。 方自治体全体、そして将来を企画する力が低 と同時に、事業単位の日々の仕事に追われ どでは、行政機能、 とになれば本末転倒となる。小規模自治体 化が過度に地方自治体の体力自体を奪うこ らない課題である。 やスリム化は恒常的に取り組まなければな ネットである。もちろん、行政組織の効率化 終的な地域力を維持するためのセーフティ 視野からの政策形成能力の形成が重要とな の自治体相互間の関連性が強まり、 度・政策では対処できない時代、 地域間の状況が大きく多様化し、 方自治体の職員が形成してきたノウハウの が中核となって、 従来と異なり、 地域、行政組織を問わず人的資源は、 都市部 住民サービスが劣化する 意志力、直観力、 しかし、 こうした実態は、 ・非都市部、 効率化やスリム そして圏域 画 より広 そして 一的な制

ジャーナリスト

今回の誌面の統一テーマから考えると、 市 礎自治体の市区町村のうち、 定義がはっきりしているとは言えない。基 含 読者にとってはなじみ深いが、 長会の文書にしばしば登場するので、 人以上をイメージされていると考える。 口数万人以下の基礎自治体ではなく らめて一 、惑った。「都市自治体」という用語は全国市 や東京都の特別区を意味するのだろうが、 筆者に与えられたタイトルを見て正 般には使用されることは少なく、 町村を除いた マスコミも 本誌 10 万 直 人

模を持つ行政体ということだろう。「住民と ワ 都 を感じさせる用語でもある。 こそは地方分権の担い手なり」といった気概 もっとも近く、 浮 1 かぶ。 市を目 クを形成し、 )譲を国や都道府県に要求し、 令指定都市、 核 基礎自治体の中でもそれなりの規 指す。 市 特例市などが差し当たり思 さらに周辺自治体とネット かつ、 その中核、 東京都特別区、県庁所在 行政能力も持つわれ 兄貴分として、 権限や税財源 自立した

> てくると、事は簡単ではない。 域活性化」という、 てもいる。 周 辺自治体を支援する主体として期待され しかし、 そこに、タイトルの 経済も含む用語 が加わっ 地

# 都市自治体と農村との微妙な関係

いる。 張関係も絶えずはらんでいる。 してリサイクルする試みも各地で展開して 都市部の生ごみを農産物育成の肥料に生か た。 都 現代でも地産地消が唱えられ、 都市と近隣の農村は共存関係にあった 市は農村から人が集まり形成されてき しかし、 同時に都市部と農村部は緊 また、

い止めたいと考える。 りの大きなテーマとなり、 立場からは、 に進出したことも背景にある。 なくない。 シャッター てみよう。 例えば、 大型店が郊外のロードサイドなど 通りとなってしまったところは少 大型店の進出と地域の関係を考え 県庁所在地でも中心市街地が 中心市街地の活性化がまちづく 都市の外延的拡大を食 大型店の進出を食 都市自治体の

> 中西晴史 とっても、 場もできる。 る。 でき、 域の解除も求められる。 進出すれば、 ところもある。 トシティ論が有力となり、 サービスのコストは膨らむばかり。 にある農村部、 13 止めないと、 巨大店舗の進出なら、 思いも寄らない収入となって歓迎され 便利と歓迎される。 車で生活用品を購入する市民に 耕作放棄地が売却あるいは賃貸 しかし、 過疎地からすると、大型店 インフラ整備や介護、 都市自治体の活性化 同じ都市自治体の それなりに雇用 現に成功してい 市街地調整

コン

医

# 策はどちらの立場に立つのか、また裂き状態

# 合併による都市自治体の変容

となる。

面積で形成されているところもある。 Щ ら要件を緩和して誕生したところは農地 定都市ですら、 含まれているケースも少なくない。 [林の過] 都市自治体の中には広大な農村や 一疎地域が都市部よりはるか 平成の大合併促進の立 政 Щ 令指 林

進出 す。 て、 だってあり得る。 関係となると、 同 ないのだ。 は地主などの 0) 市 違 自治体の名前とはイメージが異なるのだ。 周辺自治体を支援するどころの話では 都 市 を食い止めようとしても、 心 市自 が生じるのだから、 の中ですらまちづくりを巡って思惑 部 の比較 治体がロードサイドの大型店の 要望を受けて誘致すること ますます対策に齟齬をきた 的 都市自治体が兄貴分とし 狭 いエリアを除くと、 周辺自治 周辺自治体 体との 都

れば、 ては、 判断すれば、 住民の多くが郊外の大型店を求めていると するケースは珍しくもない。 と都市自 過疎対策を進め、 の立場も微妙になる。県庁にとっても、 商 大型店は歓迎という場合もある。 店街の票がそれほど多くはない、 治体の中心市街地の商店街が対立 結論はおのずと決まるのだ。 法人関係税も増えるとな 県知事にとっ 県

## たたかな中央省庁

0) は では中心市 大型店進出 0) 弊害ば 玉 そこに国も割り込んでくる。 さまざまな補助金のメニューを準備す から自 助 かり 金といえば、 治体に配分するひも付き補助金 街地活性 0) がテー 旗振り役を務めながら、 マになり、 化策を掲げて、 地方分権の立場から 「地域の実情 規制 商店街 緩和で 一方

> して、 まっているのだ。 感を呼ばないような仕掛けがつくられてし 自治体に回せ」と主張しても、 進には国の出先機関を廃止して、 醸成される。 出先機関の存在がありがたいという心情が 店 庁所在地 どを国の補助金も活用して、 最近もアーケードの更新、 体など通さず、 う国の補助金はそんなものではなく、 促せ」という議論に入る。 を知らない霞が関ではなく、 街にとっては、 地 の中心商店街もある。 元自治体の自由度を高めて自立を 都市自治体や県が 直接民間に交付するものだ。 折衝の窓口となった国の しかし、ここでい LEDの導入な 成し遂げた県 税財源を移 いまひとつ共 「地方分権推 そうした商 おカネを 自治 譲

> > 0)

だ。 か。 る。 治体では対応できない事態となってきてい る高齢者も多い。とてもではないが、 さから入居費が安価な過疎地の施設に応募す 間ホームに入居するには多額の負担 るのは順番待ち状態。 市では特別養護老人ホームが不足し、入居す 逆の動きを垣間見ることができる。既に大都 してきた場合を考えると、 負担を巡っても都市自治体の指導力発揮とは さらに高齢化の進行に伴う介護や医療費の 近い将来、 都市自治体に比べると、 死者が多数出た悲惨な火災事故で、 団塊の世代の要介護者が激増 かといって、住民が民 さて、どうするの 土地代などの安 都市自 が必要 そう

> 表面化したこともあっ した大都市自治体から過疎地施設 への転居

た。 きて、 張って、 こともないが、 都 も求めるようになった。これなら、 に住んでいた都市自治体の負担とすること 険料負担やサービス費などは入居者が以前 りの声も出て、 産品などの需要も増える、 でもないのだ。 遠方自治体も含む) いうメリットもあって、 の、 市自治体による(周辺とは限らない、 過疎地側も施設があれば また、 今や大都市からの高齢者の流 だんだん医療、 周辺自治体の兄貴分といえる状況 入居を認めるにしても、 建設、 もはや、 支援の一形態といえない 入居制限も増えてき 介護の経費が増えて 都市自治体が胸を 当初は歓迎し 雇用も増えると 少しは 地 元入お断 域 やや 種 0)

# 健闘する中小自治体

スの 町 野県小川 に意外に多い。 域活性化という表現に適するのは、 の関係は一言で説明するのは難しい 市自治体より、 (鹿児島県徳之島)、 事ほどさように都市自治体と地域 徳島県上勝町 神子原米の石川県羽咋市、 村、 おば 過疎 奄美大島の子だくさん あちゃん 隠岐 に近 直 販 所 0 い町村を含む のは 島の島根県海士 での農産物販売 おやきの長 ぱビジネ ・のだ。 実は都 活 の島 地 地

農家の妨害物と時に批判されがちの農協 とは比較にならないパワーを生んできた。 うな存在もあったが、 できた成果といえる。 陣ともいえる中での必死の努力が実を結ん 限界集落が増えていって後がない。 てきたところも少なくない。 上 となって取り組む姿勢、 農協など地域単位では先駆的な業績を上げ げた福島県矢祭町など話題に事欠かな 福 井県 大分県大山農協や、 池 田 町、 さらには合併反対で名を 自治体と住民が一体 スーパー公務員のよ 情熱が都市自治体 高齢化と過疎、 高知県馬路村 背水の

右肩上 民 がきかない。 なか住民には伝わらない。 施設が老朽化し、 体で今後、 段階であわてているのが実情だ。 改革に力が入っているが、 しかったとも 十万人規模となり、 かしきって、 の将来負 が役所に持ち込んでも、 その点、 危機が近づいているのだが、 がりの世界で、 決断がしにくい。 都市自治体は高度成長期以来の 急速に高齢化が進み、 担も増えていく予想も立てて、 利害関係者が多数で、 必死に努力している姿がなか いえる。 生産年齢人口も減ってい 面積も膨らみ、 これまで危機感に乏 バブル崩壊以降、 個別の問題で住 ようやく着手の 親身になって相 合併で人口は数 思い切 人材を生 インフラ 都市自治 小回り 財

> や らだ。 が多く、 選 小都市の市長は最近はそんな安穏とした多 組織の支援を得てすべり込める。 コールをされる心配はほとんどない。 員だって、 識もいまひとつと見られがちだ。 て通う職員も少なからずで、 ていても職住分離で周辺の自 いだろうか。 風立てず、 に懸案は先送りする。自分の担当の時は波 ていますので」となだめながら、 興奮されずに」「法令上、こういう規定になっ 談 も増え、 してくれる姿勢も乏しい。「まあまあそう への批判が強く、 主要な業界団体をはじめとして大きな 選挙になれば、 緊張感も出ている。 住民の署名集めの苦労が大変だか 住民自治の切り札ともいえるリ 平穏無事が最高という心根 そもそも都市自治体に勤 現職が落選するケース 市長は市議会多数派 当事 治体に居 次の担立 市 市長や議 方、 人口 者意 住し はな 務 中

ならない 活 面 る、 にはある。 できないまま、 限界集落が集落崩壊を招き、 丰 性化を過 ラリと光っていると言うつもりはない。 もちろん、中小規模の自治 があったのも事実だ。 過疎自治体抱きかかえ=救済という側 大評 市町村合併も、 価 消滅していくケースも現実 することは戒めなけ 過疎地帯の自 都 市自治 どうにも対応 体の大多数が 体によ れ 治 ば

# 地域活性化と地方分権の大前提

ŋ, 史に学ぶ必要はあるのではない 繰り返された都市自治体の危機を振り返 導役を担ってきたことがある。「あのころはよ 騒音などの公害防止対策や福祉充実で国の先 握っている。高度成長期、自治体は大気、 すか、そしてまた、 きるという公式だけにとらわれてきたのでは 分権の受け皿となる、 併によって規模を大きくすれば効率も上 かった」などという気はないが、 まで意識改革を伴って行動できるかがカギを は巨大化を防ぎ、 ないだろうか。 国の権限 市町村の歴史を振り返ると、 都市自治体の再生、 税財源の移譲といった、 小さな自治をどこまで生 首長、 周辺自治体の支援もで 議員、 職員がどこ 幾度となく 活性化に 要は り歴 地方 水、

たい。 して、 意を取り付ける、 が 長、 は当然だが、 した情熱や志が乏しければ、 けでは決してないことは肝に銘じてもら が、 5 都市自治体が地方分権推進を主張 強い議員、 地方分権への支持も集まらない。 時に対立する住民間の意見を聴きな 地域の活性化は進みようもない。 懸命に、 住民は分権によって、 打開策を模索して、 強い公務員を求めて 玉 や県をも動かす。 とてもでは 強 がする いるわ そう 民 首

### 第13回 市長フォーラム 第30次地方制度調査会答申と都市自治体への期待



全国市長会は11月13日、全国都市会館において「第13回市長フォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、森民夫・全国市長会会長が開会あいさつを行った後、第30次地方制度調査会会長として答申のとりまとめに当たられた、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長の西尾勝氏による「第30次地方制度調査会答申と都市自治体への期待」と題した特別講演が行われました。西尾氏は、地方制度調査会の意義や今回の答申の基本的な内容、都市自治体に期待することなどについてご講演されました。さらに、講演の後には、出席市長との活発な意見交換も行われました。

ここでは、その特別講演の模様をお届けします。

講

特



別

### 都第市30

市自治体への期待

公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長

西に尾

第30次地方制度調査会会長

勝さる

# 地方制度調査会の意義と限界

応

体の意見が対立していた問題(6項目)への対の一部を改正する法律案」の中で、地方六団

そして、橋下徹大阪府知事(当時)が打ち

ます。 財政検討会議を設置しました。いずれも法律 戦略会議を、そして総務大臣の下には地方行 権による一本釣りの人事。地方六団体の正式 財政検討会議には知事や市町村長など、自治 上の根拠は一切ありません。しかも、地方行 決断を下し、その代りに内閣府には地域主権 鳩山内閣では、地方制度調査会を設置しない 主党の菅内閣が退陣する直前の平成23年8月 方制度調査会の復活が決まった際には、皆さ たことへの不信は根強くありましたから、 な代表者が加わっていませんでした。こうし 体関係者がメンバーに入っていたものの、 末のことです。民主党政権が発足して最初の んもおおむね歓迎されたのではないかと思い 30次地方制度調査会が発足したのは、 政 地 民

か国会への提出を準備していた「地方自治法地方制度調査会の復活の背景には、総務省

には、 菅政権も考えられたのでしょう。確かに、 題がありました。こうした問題の審議のため 出された大阪都構想への対応という大きな課 なければいけない決まりになっています。 報告や答申の公表の前には、必ず総会に付さ る細かな議論は、学識経験者で構成される 名の関係者が委員に加わります。諮問に対す 員、そして地方六団体からも1名ずつ、 はありません。与野党から6名ほどの国会議 なり、学識経験者だけが委員を務めるわけで 員の構成」にあります。通常の審議会とは異 ました。まずはこの点からお話ししましょう。 しても十分意識すべきではないかと考えてき 私は以前から、地方制度調査会の「限界」に関 方制度調査会には意義もあります。しかし、 |専門小委員会」で積み重ねられますが、 地方制度調査会の特徴の一つは独特な「委 地方制度調査会の設置が不可欠だと、 中間 計 6 地

まく処理することは、難しいと言わざるを得っまり、地方六団体が納得しない答申は容のまか、地方制度調査会ではそうでない自治体など、地方の中でもさまざまな利害対立が潜在しています。扱うテーマによってはそれが噴出することも考えられます。地方制度調査会ではそうしたテーマをうまな利害対立が潜在しています。扱うテーマをうまな利害対立が潜在しています。扱うテーマをうまく処理することは、難しいと言わざるを得るによってはそれが噴出することは、難しいと言わざるを得るに対している。

ません。地方六団体のすべての関係者が賛同する答申を出すことは容易ではないからです。結論的にいえば、地方制度調査会は地方六団体の合意形成を図る、六団体の均衡を維持団体の合意形成を図る、六団体の均衡を維持にそのバランスを崩すような、いわば地方自にそのバランスを崩すような、いわば地方自にそのバランスを崩すような、いわば地方自にそのバランスを崩すような、いわば地方自にそのバランスを崩すような、いわば地方自にお方分権改革推進委員会」など、地方制度調査会とは別の機関が設置されましたが、それにはそれなりの理由があったわけです。

# 3つの諮問事項と審議過程

行政体制の在り方でした。 第30次地方制度調査会では、菅内閣総理大 を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や がとする住民自治の在り方、第3は東日本大 がとする住民自治の在り方、第3は東日本大 がとする住民自治の在り方、第3は東日本大

目のうち2項目は原案を差し戻したほか、残ら「地方自治法の一部を改正する法律案」における「6項目」についても審議してほしいとの追加の要望がありました。さらにこの問題をしいとの方針も示されました。結果として、年末(平成23年)まではこの問題の議論に明け年末(平成23年)まではこの問題でしたが、6項暮れました。大変難しい問題でしたが、6項



した。 「地方自治法改正案に関する意見」を提出しまりの4項目については原案を修正した形で、

> に議論をしていません。「地方自治法の一部を 改正する法律案」における議論の中で、「長と 改正する法律案」における議論の中で、「長と ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が ということもありますが、まだ無数の論点が

本日はこの答申の中でも、基礎自治体の行政サービス提供体制を中心にお話しします。この議論の前提になったのは国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に公表した「日本の将来推計人口」です。人口減少がどのような速度で、どこまで進んでいくのかを長期的に予測したものですが、そくのかを長期的に予測したものですが、そくのかを長期的に予測したものですが、そくのかを長期的に予測したものですが、そくのかを長期的に予測したものですが、その後もこの傾向は続き、ゆくゆくは明治権新当時の4000万人弱まで減少するだろうと予測されているのです。

時代に入っていきます。
て、今度は猛烈なスピードで人口が減少する
速度で社会状況が変化してきました。そし
加、都市化、そして高齢化と世界に例がない

ほとんど経験しませんでした。高齢化も進ん力も十分にあり、平成の大合併時でも合併をす。これらの都市の多くは、人口も行財政能なのが、三大都市圏の中にある「郊外都市」でとりわけ、これから大きな影響を受けそう

かったからです。でおらず、合併をする必要性に迫られていな

ところが、今後はそういうわけにはいきません。「郊外都市」の高齢化が進行するのはこれからです。財政負担が急増する事態に直面に人口が急増し、町村から市に昇格したところが少なくありません。昭和30、40年代にかけて、道路や水道、保育所や幼稚園、小中学けて、道路や水道、保育所や幼稚園、小中学たが、それらの社会資本が老朽化し、これから一斉に更新していかなければならなくなります。

### **広域連携の在り方** 人口減少時代に対応する

そうした中で、基礎自治体はどのように対 応していくのか。これが今回の地方制度調査 が都市」においては、まだ合併を行う余地は 外都市」においては、まだ合併を行う余地は かるものの、既に近年、合併を果たした「地 あるものの、既に近年、合併を果たした「地 あるものの、既に近年、合併を果たした「地 あるものの、既に近年、合併を果たした「地 は、当分この手段は使えないで しょう。ほかの広域連携の手法を使うしかあ りません。

題がありました。そこで、柔軟な広域連携のずれも制度が硬直的で利用しづらいという問務委託などの方式が定められていますが、いいがでは連合、協議会、機関等の共同設置、事を広域連合、協議会、機関等の共同設置、事

供する「定住自立圏構想」です。協定を結び、その協定に従ってサービスを提仕組みとして打ち出されたのが、市町村間で

とはいえ、この制度も課題がないわけではありません。この制度は中心市が周辺の市町をどう手当てするかという問題は積み残されています。地方税、あるいは地方交付税制度の中に位置付けて、しっかりと財政措置がなされるよう、協定を法制化することが不可欠です。

なぜ私がこのように申し上げるかというなぜ私がこのように申し上げるかと考えていと、都市には広域的な責任があると考えていと、都市には広域的な責任があると考えていと、都市には広域的な責任があると考えていと、都市には広域的な責任があると考えている。

展用も都市に偏在しているわけですから、 人は町村を離れて、都市に働きに出るしかありません。逆にいえば、町村があるからこそ 現在の都市は成り立っているわけです。あえて「収奪」という言葉を使えば、都市は周辺のです。だからこそ、都市はそこで生み出される富を、その都市のためだけに使うのではなく、周辺の地域にも均霑し、サービスを提供く、周辺の地域にも均霑し、サービスを提供

提指定都市市長会は「特別点で」である。

その分も地方交付税で配分すべきだというをの分も地方交付税で配分すべきだというでの分権改革と矛盾します。本当に全国の自地存のの権改革と矛盾します。本当に全国の自治体にとってそれがいいことなのか考えなければいけません。

である。 では事務権限の都道府といいとのおいます。 同時に、地方制度調査会のとされています。 同時に、地方制度調査会のとされています。 同時に、地方制度調査会のとないがでは、中核市になると保健所機能を有し、保健衛生行政を担うことになりますが、例えば「保健所機能はこれまで通り、県が担当してもらいたい。 それよりも、児童相談所機能はでもらいたい。 それよりも、児童相談所機能でもらいたい。 それよりも、児童相談所機能が考えられます。 そのようにして、それぞれが考えられます。 そのようにして、それぞれが考えられます。 そのようにして、それぞれが考えられます。 そのようにしいとのおが考えられます。

考えが背景にあるようです。

私は組織形態については選択制があっていと思っています。教育委員会制度の位置付いと思っています。教育委員会制度の位置付いと思っています。しかし、都道府県と市町村の事務で付税制度自体が成り立つのかという問題が交付税制度自体が成り立つのかという問題が発生します。

総務省は中核市ごとに異なる移譲事務を一つの間で、事務処理特例条例に従い協議を す。どうしても進めるということであれば、 す。どうしても進めるということであれば、 す。とうしても進めるということであれば、 す。だうしても進めるということであれば、 であれば、 を が、これは大変な作業で たった上で調整していただくしかないのでは

# 都市自治体へ期待すること

しています。

いジン」の機能を果たしてもらいたいと切望

がます。私は都市自治体には「自治実践のエ

最後に都市自治体への期待について申し上

自治体が少なくなったように思いますが、ぜばせていただいたものです。最近はそうしたも視察させていただき、都市自治について学も視察させていただき、都市自治について学は横浜市、西では神戸市が、斬新な市政運営

用しているか、もう一度確認していただきた 実感できるよう、こうした成果を最大限に活 もそうです。従来は「従うべき基準」だったも 緩和されました。義務付け・枠付けの見直し になっています。補助対象財産における財産 までの成果を十分に活用することも大切では 効果的な取り組みを進めてほしいと思います。 ひ いと思います。 ようになりました。分権改革の効果を住民が のを「標準」や「参酌すべき基準」に改めるな 金返還が求められましたが、 廃止ができませんでした。もし行えば、補助 を受けて、設置した施設に関しては、 運用の弾力化も進みました。かつては補助金 た。工夫の余地があれば工夫ができる仕組み 達や通知の通りに進める必要がなくなりまし 務が全面廃止されて、自治事務に関しては通 ないかと考えています。例えば、機関委任事 も改革の推進は必要だとは思うものの、これ 多くの都市が自治実践の先頭に立って、 独自に条例で基準をつくることもできる 地方分権改革については、これから 現在では大幅に 転用や

きましたし、まだ不十分とはいえ農地法上、は長年地方分権改革にかかわってきましたが、これまで土地利用に関する規制権限を極が、これまで土地利用に関する規制権限を極が、これまで土地利用に関する規制権限を極いと、そのつど主張し続けてきました。実際、都市計画法上で、

てきたのは事実です。あるいは森林法上の権限も、着実に移譲され

とも必要ではないでしょうか。とも必要ではないでしょうか。とはいえ、これまでのようはあるでしょう。とはいえ、これまでのようはあるでしょう。とはいえ、これまでのようはあるでしょう。とはいえ、これまでのようはあるでしょう。とはいえ、これまでのようはあるでしょう。とはいえ、これまでのようはあるでしょうか。

私が提案したいのは、市街地から山林に至るまで、統一的な土地の利用に関する計画を 市町村が策定し、その計画に基づいて規制を 行う権限を一括して基礎自治体に移譲する。 行う権限を一括して基礎自治体に移譲する。

そのことに抵抗感を覚える自治体も少なく それでは自治になりません。 推進したいとの考えをお持ちでしょうが 民から反発を受けることはできるだけ ないでしょう。 ら直接規制を受ける市民は反対をします。 制を加える権限を持つと、当然のことなが 体の側にもあるように思います。 頑強ですから、 非常に大がかりな話ですし、 抵抗は国の側だけではなく、 市民が喜んでくれるサービスを 確かに、多くの自治体は住 簡単には動きません。 国の抵抗 自らが規 基礎自治 ただ

私は都市自治体には「サービスと負担の均衡」を住民に求め得る自治力を鍛えてほしいて、お金に関する話に限りません。住民の納得を得ながら、時には反発ません。住民の納得を得ながら、時には反発を受けるような施策もまた進めていく。そうと思います。これは、単にサービスに見合うと思います。では、かりなが、お金に関する話に限りにおいて大切な要素だと思います。都市自治体には大いに期待しています。本日はご言語、かりが、いてびいという。

